

SMiLE(すぎなみの未来を創る会)規約

第1条(名称)

本会は、SMiLE(すぎなみの未来を作る会)と称する。

第2条(事務所)

本会の事務所は、代表が指定する場所に置く。

第3条(目的)

本会は、人と自然の共生から生まれる豊かな杉並区の暮らしの実現のために、市民参加による提言策定、学びと交流の場づくりを行う。

本会は「**提言策定** → **イベント開催** → **仲間の参加・増加** → **提言のブラッシュアップ** → **新たなイベント開催**」という循環的な活動(以下「サイクル」という)を通じて、市民と共に提言を育み、広げていくことを重視する。

第4条(活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 調査・研究活動、提言策定(提言の策定・検討・改善を含む)
2. 講演会・勉強会・イベントの開催(提言を市民に共有し、楽しく参加を促す場の創出)
3. 会員・参加者との対話を通じたネットワーク形成と仲間づくり
4. 会報・ニュースレター・ウェブ等による情報発信
5. ボランティア活動や地域連携
6. その他、本会の目的達成に必要な活動

第5条(会員)

1. 本会の目的に賛同する者を会員とする。
2. 会員は所定の手続により入会・退会することができる。
3. 会員の種類(正会員・賛助会員など)、資格、入退会手続の詳細は別に定めることができる。

第6条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 会計 1名
2. 必要に応じ、副代表、事務局長、その他の役員を置くことができる。

第7条(総会)

1. 総会は、会員全員で構成し、本会の最高意思決定機関とする。
2. 定期総会は、毎年1回開催する。必要に応じて臨時総会を開催できる。
3. 総会では次の事項を審議・決定する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 役員を選任・解任
 - (3) 年度の活動方針(サイクル全体の方向性を含む)
 - (4) 会計報告および予算の承認
 - (5) サイクルの進捗に関する報告・評価
 - (6) 解散その他、本会の運営に関する重要事項
4. 総会の議決は、出席会員(委任を含む)の過半数の同意によって決する。

第8条(役員会)

1. 役員会は、代表、副代表、会計、事務局長その他役員で構成する。
2. 役員会は、代表が必要と認めたとき、または役員過半数の請求があったときに開催する。
3. 役員会では次の事項を協議・執行する。
 - (1) 総会で承認された方針に基づく具体的な事業運営
 - (2) イベント・勉強会の企画と実施
 - (3) 仲間の参画方法やネットワークづくりの推進
 - (4) 政策ブラッシュアップの方法および次回の活動計画
 - (5) 会計処理・予算執行の管理
 - (6) 会員の入会・退会に関する承認
 - (7) その他、日常の運営に必要な事項
4. 役員会の議決は、出席役員過半数の同意によって決する。

第9条(経費)

本会の経費は、会費、寄附金、助成金、その他の収入をもって充てる。

第10条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第11条(活動評価)

本会は、少なくとも年1回、サイクルの成果(提言策定・イベント・仲間づくり・ブラッシュアップ)を振り返り、次年度の活動計画に反映する。

第12条(規約の改正)

本規約の改正は、総会において出席会員の過半数の同意をもって行う。

第13条(解散)

1. 本会の解散は、総会において出席会員の3分の2以上の同意をもって決定する。
2. 解散に伴う残余財産は、総会の決議に基づき、公共性の高い団体または活動に寄附する。

第14条(附則)

1. 本規約に定めのない事項は、役員会の協議により定める。
2. 本規約は、令和8年1月1日から施行する。